



下田地区消防組合訓令第5号

下田地区消防組合警防規程を次のように定める。

令和8年3月31日

下田地区消防組合

管理者 下田市長 松木正一郎



下田地区消防組合訓令第5号

下田地区消防組合警防規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 消防災害対策本部（第5条—第9条）
- 第3章 消防隊等の編成（第10条）
- 第4章 非常招集（第11条）
- 第5章 出動（第12条—第14条）
- 第6章 警防活動（第15条—第20条）
- 第7章 警防業務（第21条—第23条）
- 第8章 異常気象時の警防活動対策（第24条・第25条）
- 第9章 補則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、法令その他に定めがあるものを除くほか、警防業務及び警防活動の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警防業務とは、警防計画の策定、警防活動の検討、警防調査及び訓練並びにこれらに類するものをいう。
- (2) 警防活動とは、災害が発生したときの防ぎよ活動、災害の拡大を防止するための活動又は災害の発生を警戒若しくは防止するために行う活動その他これらに類する活動をいう。
- (3) 消防隊等とは、指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊その他必要な隊をいう。
- (4) 現場指揮者とは、災害現場で消防隊等を総括指揮する者をいう。
- (5) 管轄区域とは、下田地区消防組合消防本部及び消防署設置条例（昭和57年下田地区消防組合条例第4号）第4条で定める区域をいう。

（警防責任）

第3条 消防長は、警防業務及び警防活動を統括する。

- 2 次長は、消防長を補佐するとともに、消防長に事故がある場合は、その職務を代行するものとする。ただし、次長を置かない場合は、警防課長がその職務を代行するものとする。
- 3 消防署長は、管轄区域の消防隊等の運用、警防活動を統括する。
- 4 警防課長は、警防業務の施策の推進に万全を期すとともに、警防業務が効率的に遂行されるよう努めるものとする。

- 5 消防隊等の隊長は、平素から担当する任務に応じて消防事情の把握、警防活動に関する知識及び技術の向上並びに体力の錬成に努めるとともに、隊員の教育訓練をするものとする。
- 6 消防隊等の隊員は、平素から担当する任務に応じて地理水利、消防機械器具、建築物の状況等に精通するとともに、警防活動に関する知識、技能の習得及び体力の錬成に努めるものとする。
- 7 消防隊等は、災害防ぎょ活動に当たっては、機械器具及び機材を最高限度に活用して被害の軽減に努めるものとする。
- 8 消防隊等は、災害現場から帰署したときは、速やかに機械器具及び積載備品を点検整備し、次の出動に備えるものとする。

(安全管理)

第4条 警防活動に係る安全管理について必要な事項は、別に定める下田地区消防組合安全管理規程（昭和59年下田地区消防組合規程第2号）及び下田地区消防組合訓練時安全管理要綱（昭和59年下田地区消防組合要綱第1号）の定めによる。

第2章 消防災害対策本部

(構成市町災害対策本部等との関係)

第5条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第1項の規定に基づき、管轄区域の市町に災害対策本部が設置されたときは、当該市町災害対策本部と密接に連携し、効率的かつ効果的な災害活動を行うものとする。

- 2 前項の規定は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条の規定に基づく市町地震災害警戒本部が設置されたときにおいて、前項中「災害対策本部」を「地震災害警戒本部」と、「災害活動」を「警戒活動」に読み替えて準用する。

(消防災害対策本部の設置等)

第6条 消防長は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警防活動を統制する必要があると認めるときは、消防本部に消防災害対策本部（以下、「災対本部」という。）を設置するものとする。

- 2 所属長は、災対本部が開設されたときは、通常業務を縮小又は中断し、所属職員に災害対応をさせなければならない。
- 3 消防長は、管轄区域の市町に設置された災害対策本部が縮小若しくは廃止されたとき又は災害が収束し、継続の必要がないと認めたときは、災対本部を縮小又は廃止するものとする。

(本部長)

第7条 災対本部に本部長を置き、消防長をもって充てる。

- 2 本部長は、災害状況を把握するとともに、警防活動を統括する。

(副本部長)

第8条 災対本部に副本部長を置き、消防司令長の階級にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代行する。

(組織及び任務)

第9条 災对本部に指揮班(受援指揮本部を含む。)、総務班及び情報班、西伊豆消防署に西伊豆対策班を置き、班長、構成員及び任務は別表第1のとおりとする。

第3章 消防隊等の編成

(隊編成)

第10条 消防隊等の編成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小隊は、消防隊等1隊で編成し、小隊長は消防士長以上の階級にある者をもって充てる。
 - (2) 中隊は、2隊以上の小隊で編成し、中隊長は消防司令補以上の階級にある者をもって充てる。
 - (3) 大隊は、3隊以上の中隊で編成し、大隊長は消防司令以上の階級にある者をもって充てる。
 - (4) 指揮隊の編成は、下田地区消防組合指揮隊及び現場指揮本部運用要領(令和2年下田地区消防組合訓令第6号。以下「指揮隊要領」という。)第3条の規定によるものとする。
- 2 消防長は、災害の種別及び警防活動の目的により必要があると認めるときは、消防隊等以外の隊を編成することができる。

第4章 非常招集

(非常招集の発令と解除)

第11条 消防長は、災害の状況により消防隊等の増強が必要と認めるときは、非常招集を発令し、その必要がなくなったときは、これを解除する。

2 職員の非常招集に関して必要な事項は、消防長が別に定める。

第5章 出動

(出動の原則)

第12条 消防隊等の出動は、下田地区消防組合通信規程(令和2年下田地区消防組合訓令第3号)第17条の規定に基づき出動するものとする。ただし、大規模災害時及び自己の隊が直接災害を覚知した場合は、この限りでない。

(出動計画)

第13条 各種災害に対する消防隊等の災害出動計画は、別表第2のとおりとする。

(出動区分)

第14条 各種災害に対する消防隊等の出動の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1出動 災害の覚知と同時に出動するもの。
- (2) 第2出動 現場指揮者からの要請又は消防長の状況判断による命令に基づき出動するもの。
- (3) 第3出動 大規模な災害で現場指揮者からの要請又は消防長の状況判断による命令に基づき出動するもの。

- (4) 特命出動 災害の状況により現場指揮者からの要請又は消防長の状況判断による命令に基づき出動するもの。

第6章 警防活動

(指揮者)

第15条 警防活動に係る指揮権は、現場指揮者の権限とする。

(現場指揮本部等)

第16条 現場指揮本部等の設置及び運営については、下田地区消防組合指揮隊及び現場指揮本部運用要領（令和2年下田地区消防組合訓令第6号）の定めるところによる。

(情報の伝達)

第17条 災害現場に先着した消防隊等は、災害の状況を直ちに通信指令室へ報告しなければならない。

- 2 通信指令室は、前項の報告内容を出動途上の消防隊等に伝達しなければならない。

(安全確保)

第18条 現場指揮者は、災害現場及び隊員の活動状況を的確に把握し、安全確保のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 現場指揮者は、安全管理隊を効果的に運用し、活動隊員の安全確保に努めなければならない。

- 3 隊員は、安全確保の基本が自己にあることを認識するとともに、各隊員が相互に安全に配慮し、危害防止に努めなければならない。

(不測の事態の応急措置)

第19条 小隊長及び中隊長は、警防活動に当たり、不測の事態が発生し、現場指揮者の命令を受ける暇がないときは、自己の判断により所要の応急措置をとり、事後速やかに現場指揮者へ報告しなければならない。

(報告)

第20条 現場指揮者は、警防活動に関する報告を次の各号により署長に報告するものとする。ただし、災害の規模等により必要があると認めるときは、消防長に報告するものとする。

- (1) 火災防ぎょに出動したときは、下田地区消防組合火災調査規程（平成25年下田地区消防組合訓令第9号）第60条に規定する火災速報のほか、出動報告書（別記様式第1号）による。
- (2) 火災以外の災害防ぎょ等に消防隊等が出動したときは、出動報告書による。
- (3) 救急活動に出動したときは、下田地区消防組合救急業務規程（平成13年下田地区消防組合訓令第4号）の定めるところにより、救助活動にあつては、下田地区消防組合救助隊規程（平成15年下田地区消防組合訓令第1号）に定めるところによる。

第7章 警防業務

(警防調査)

第21条 署長は、警防活動上必要な情報等を把握するため、次に掲げる警防調査を実施す

るものとする。

- (1) 地水利調査
- (2) 消防対象物調査
- (3) 警防活動困難地域調査
- (4) 木造密集地警防調査
- (5) 前各号に掲げるもののほか、署長が必要と認める調査
(警防計画)

第22条 署長は、前条の警防調査を実施した結果、警防活動が困難であると予想される地域、施設等については、当該警防活動が円滑に実施することができる資料等を備えた警防計画を策定するものとする。

(特別警戒)

第23条 消防長は、災害発生の危険が事前に予想され、特別に警戒を行う必要があると認める場合には、特別警戒を実施し、災害の未然防止を図るとともに、災害が発生した場合における被害を最小限に止めるための対策を講じなければならない。

第8章 異常気象時の警防活動対策

(火災に関する警報等発令時の措置)

第24条 署長は、火災に関する警報及び注意報（以下「警報等」という。）が発令された場合は、次に掲げる必要な措置をとらなければならない。

- (1) 管轄区域の市町に発令された警報等の広報を依頼すること。
- (2) 機械器具の点検、積載ホースの増強等その他必要な準備を講じること。
- (3) 下田地区消防組合火災予防条例（昭和57年下田地区消防組合条例第19号）第29条に規定する火災に関する警報の発令中における火の使用制限及び広報警戒を実施し、警戒心の喚起と啓蒙に努めること。
- (4) その他必要と認める事項

(異常気象警報発令時の措置)

第25条 署長は、異常気象警報が発令された場合は、次に掲げる必要な措置をとらなければならない。

- (1) 機械器具の点検、積載ホースの増強等その他必要な準備を講じること。
- (2) 関係機関と密接な連携を図り、情報の共有を図ること。
- (3) その他必要と認める事項

第9章 補則

(委任)

第26条 この規程の施行に関して必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

消防災害対策本部の任務等

班	班長	構成員	任務
指揮班	警防課長 ※課長補佐	警防課員	1 活動方針の決定 2 部隊運用 3 構成市町災対との調整 4 受援体制の確立 5 その他災害現場対応に関すること。
(受援指揮本部)	次長又は 副本部長 ※警防課長又は 消防司令長	本部員	1 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集 2 被害状況及び消防本部の活動に係る記録 3 県内応援隊又は緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。 4 その他受援に必要な事項に関すること。
総務班	総務課長 ※課長補佐	総務課員	1 物資調達 2 燃料・電力の確保 3 庁内管理 4 災害及び活動の記録 5 国県への報告 6 報道対応 7 その他総務に関すること。
情報班	予防課長 ※課長補佐	予防課員	1 災害情報の集約 2 支援情報等の集約 3 西伊豆対策班との連絡調整 4 関係機関との連絡調整 5 その他情報の管理に関すること。
西伊豆対策班	署長 ※当直主幹	署員	1 活動方針の調整 2 部隊運用 3 管轄町災对本部との調整 4 総務班に準ずる任務 5 情報班に準ずる任務 6 その他管轄町災害現場対応に関すること。

- ・※印は、各班長不在時の代行者
- ・各班の任務遂行に当たり、構成員の不足により任務に支障を来す場合は、臨時的に他の班若しくは当直勤務員から必要数の構成員を補充し、班の運用を行う。

別表第2 (第13条関係)

災害出動計画表

災害分類	出動種別等	第1出動	第2出動	第3出動
火災	一般建物 車 両 船 舶	指揮隊 1 消火隊 3 救急隊 1	消火隊 2	消火隊 1
	中高層建物	指揮隊 1 消火隊 4 救急隊 1	消火隊 2	消火隊 1
	林 野	指揮隊 1 消火隊 3 支援隊 1	消火隊 2	消火隊 1
	危険物施設	指揮隊 1 消火隊 3 救急隊 1 査 察 1	消火隊 2	消火隊 1
	航空機	指揮隊 1 消火隊 3 救助隊 2 救急隊 2	消火隊 2 救急隊 2	消火隊 2 救急隊 2
	その他	指揮隊 1 消火隊 2	消火隊 2	消火隊 1
	特命	消防長が必要と認める消防隊等		
	救急	一 般 ※1	救急隊 1	指揮隊 1 救急隊 2 消火隊 1
交 通		指揮隊 1 救急隊 1 消火隊 1	救急隊 2	
救助	交 通 機械事故 建物事故 爆 発	指揮隊 1 救助隊 1 消火隊 1 救急隊 1	救助隊 1 救急隊 1	消火隊 1
	水 難	指揮隊 1 救助隊 1 水難支援隊 3 救急隊 1	消火隊 1 支援隊 1	
	特殊災害	指揮隊 1 救助隊 2 消火隊 2 救急隊 2	消火隊 1 救急隊 1	
	山 岳	指揮隊 1 救助隊 1 支援隊 1	救助隊 1 消火隊 1 支援隊 1	

		救急隊 1		
	自然災害	指揮隊 1 救助隊 2 消火隊 1 救急隊 1	消火隊 1 救急隊 1 支援隊 1	
	その他	指揮隊 1 救助隊 1 救急隊 1	救助隊 1 救急隊 1	消火隊 1
	特命	消防長が必要と認める消防隊等		
その他	ドクターヘリ警備	支援隊 1	消火隊 1	
	危険物排除	指揮隊 1	消火隊 1	
		消火隊 1	救助隊 1	
		査 察 1	救急隊 1	
	警戒・調査 怪煙・水防	指揮隊 1	消火隊 1	
消火隊 2 救急隊 1		救助隊 1 救急隊 1		
その他	指揮隊 1 消火隊 1			
特命	消防長が必要と認める消防隊等			

※1 救急事故等報告要領（昭和39年自消甲教発第18号）第二救急報告第3救急事故等の種別各号に掲げるもの。

別記様式第1号(第20条関係)

決 裁 欄

出 動 報 告 書

	年	月	日	報告者	所 属 階級・氏名		
出 動 種 別	火 災	風水害等の災害		演習・訓練	広報	火災調査	
	特別警戒	捜索		誤報等	その他 ()		
出 動 場 所							
覚 知 日 時							
年 月 日 曜日 時 分							
出 動 日 時							
年 月 日 時 分							
現 場 到 着							
年 月 日 時 分							
帰 署 日 時							
年 月 日 時 分							
出 動 隊	隊名						
	車両						
	隊長						
	隊員						
	隊員数						
通 報 者				覚知別			
(出動概要)		(出動隊・出動人数)				【出動状況】	
(現着時の状況)						サイレン	
(活動概要)						警鐘	
【特記事項】						赤色灯	
						【関係機関状況】	
						警察	
						海上保安庁	
						消防団	
						その他	